

●香川県病院局告示第1号

平成19年香川県病院局告示第1号（香川県立病院の使用料及び手数料）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 略</p> <p>2 県立病院において、別表第1に掲げる等級の病室を使用した場合に徴収する使用料の額は、前項の規定により積算して得た病室の使用料の額に、当該病室の等級に応じて同表に定める1日当たりの金額に当該病室を使用した日数を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、院長が診療上必要と認めて使用させた場合（<u>労働者災害補償保険法の規定による療養の給付をした場合又は社会保険によらないで交通事故に係る療養の給付をした場合を除く。</u>）に徴収する使用料の額は、前項の規定により積算して得た病室の使用料の額のみとする。</p> <p>3～5 略</p> <p>第4条 前3条の規定は、香川県立がん検診センターに準用する。</p> <p>別表第1（第1条、第2条関係）</p> <p>1 使用料</p> <p>(1) 入院料に加算する病室使用料</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 病室の使用が消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第6号に規定する療養若しくは医療若しくはこれらに類するものとしての<u>資産の譲渡等又は同表第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当する場合の当該病室使用料の額は、1日当たりの金額から、その金額に105分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を控除して得た額とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>2 県立病院において、別表第1に掲げる等級の病室を使用した場合に徴収する使用料の額は、前項の規定により積算して得た病室の使用料の額に、当該病室の等級に応じて同表に定める1日当たりの金額に当該病室を使用した日数を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、院長が診療上必要と認めて使用させた場合に徴収する使用料の額は、前項の規定により積算して得た病室の使用料の額のみとする。</p> <p>3～5 略</p> <p>第4条 前3条の規定は、香川県立がん検診センター<u>及び香川県立白鳥病院附属津田診療所</u>に準用する。</p> <p>別表第1（第1条、第2条関係）</p> <p>1 使用料</p> <p>(1) 入院料に加算する病室使用料</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 病室の使用が消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当する場合の当該病室使用料の額は、1日当たりの金額から、その金額に105分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を控除して得た額とする。</p> <p>2 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>

2 略

2 略